

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成25年2月25日(月)

社会・援護局 障害保健福祉部
企画課／
企画課監査指導室

目 次

【企 画 課】

1	平成 25 年度障害保健福祉部予算案について	3
2	平成 25 年度税制改正について	18
3	障害者総合支援法の施行について	23
4	障害者の範囲への難病等の追加等について	26
5	第 4 期障害福祉計画に向けたスケジュールについて	35
6	特別児童扶養手当等について	36
7	特別障害給付金について	39
8	障害者総合福祉推進事業について	40

【企画課監査指導室】

1	平成 25 年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について.....	47
2	平成 25 年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について.....	51

企 画 課

1 平成25年度障害保健福祉部予算案について

(24年度予算額) (25年度予算案)

1兆3,041億円 **▲** 1兆3,991億円(対前年度+950億円、+7.3%) (うち復興特会) 71億円

【主な施策】

(対前年度増▲減額)

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1兆3,711億円 (+960億円)

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

◇良質な障害福祉サービスの確保（一部新規） 8,229億円（+795億円）

◇地域生活支援事業の着実な実施（一部新規） 460億円（+10億円）

◇障害福祉サービス提供体制の整備（一部新規） 52億円（▲9億円）

※他に、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費で88億円、平成24年度補正予算案で16億円を計上。

◇障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,187億円（+130億円）

◇地域における障害児支援の推進 671億円（+105億円）

◇障害支援区分の施行に向けた所要の準備 3.0億円（+2.0億円）

◇障害児・障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.1億円（▲0.1億円）

◇障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組 8.5億円（±0億円）等

■ 障害者に対する就労支援の推進

13億円（±0億円）

4.3億円（+0.3億円）等

■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

262億円（▲12億円）

20億円（±0億円）等

◇精神科救急医療体制整備事業費

■ 復興特別会計の主な施策

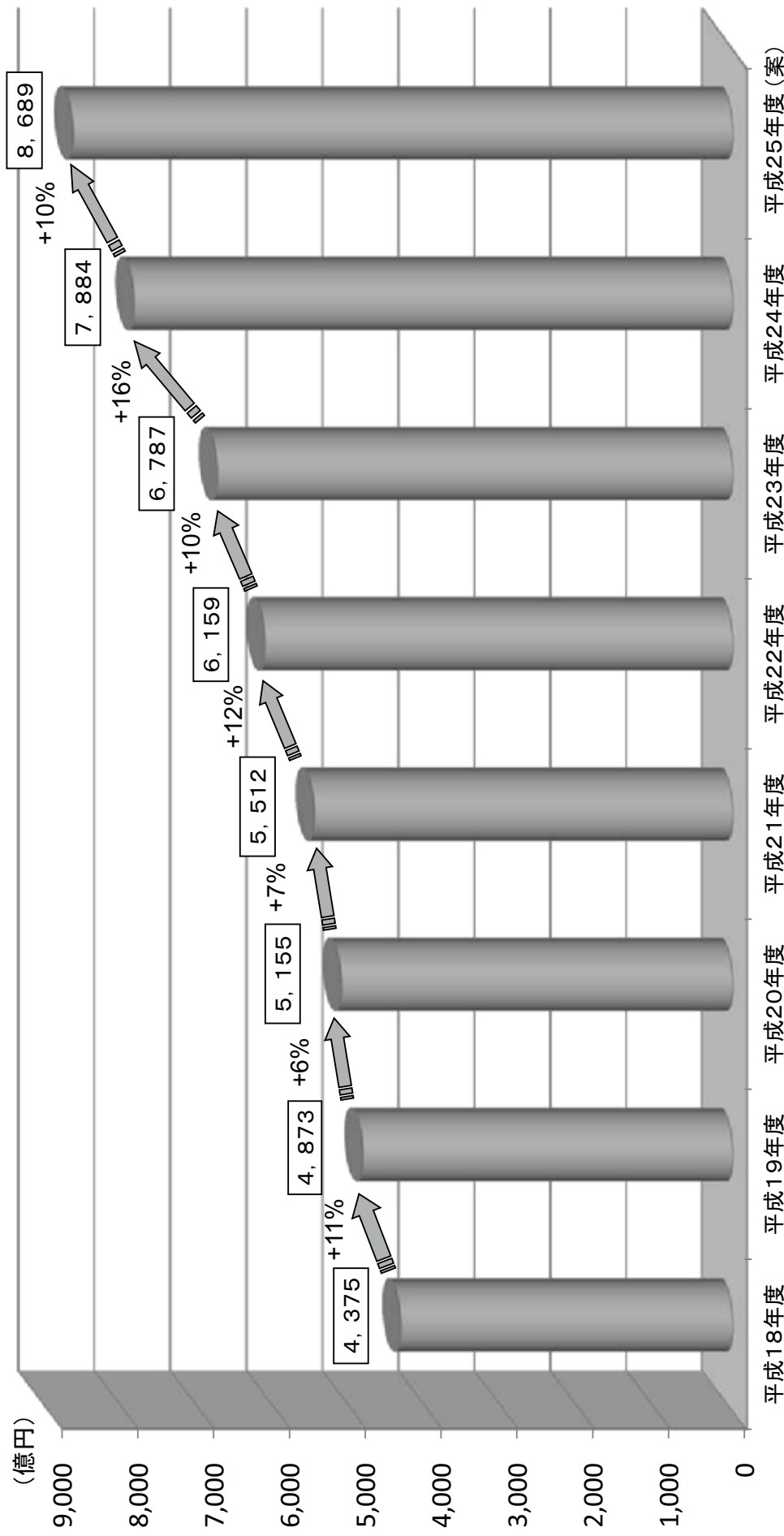
71億円（▲4億円）

◇障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費【復興（復興庁）】 9.6億円（+9.6億円）等

◇被災地心のケア支援体制の整備【復興（復興庁）】 18億円（+18億円）等

障害福祉サービス予算の推移

障害福祉サービス予算は着実な伸びを確保している



(注1)平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2)平成20年度については補正後予算額である。

在宅障害者向け避難スペースの整備

平成24年度補正予算案 16億円

趣旨

- 災害時にも、障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において、安心して日常生活及び社会生活を営めるよう、障害福祉サービスの安定的な提供体制を整備する必要。
- 障害者等の非常災害時の避難場所の確保は喫緊の課題であり、本年8月の中央防災会議が発表した被害想定において、南海トラフ地震により大規模な被害を受けると想定される自治体の緊急的な整備について支援を実施。

事業概要等

- **災害時に在宅の障害者・障害児を受け入れ可能な避難スペースを整備**

【補助事業名】
社会福祉施設等施設整備費補助金

【補助事業者】
社会福祉法人、公益法人、NPO法人等

【補助率】
国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4)

障害者避難スペースの例

外観



通常時



災害時



平成25年度 障害保健福祉部予算案の概要

◆予算額

(24年度予算額) (25年度予算案) (対前年度増減額、伸率)
 1兆3,041億円 → 1兆3,991億円 (+950億円、+7.3%)

◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付+地域生活支援事業)

(24年度予算額) (25年度予算案) (対前年度増減額、伸率)
 7,884億円 → 8,689億円 (+805億円、+10.2%)

【主な施策】

	(対前年度予算増▲減額)
■ 良質な障害福祉サービス等の確保	8,689億円 (+805億円)
・障害福祉サービス	8,229億円 (+795億円)
・地域生活支援事業	460億円 (+10億円)
■ 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	2,187億円 (+130億円)
■ 障害福祉サービス提供体制の整備	52億円 (▲9億円)
■ 障害支援区分の施行に向けた所要の準備	3.0億円 (+2.0億円)
■ 地域における障害児支援の推進	671億円 (+105億円)
■ 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進	4.1億円 (▲0.1億円)
■ 工賃向上のための取組の推進	4.3億円 (+0.3億円)
■ 障害者スポーツに対する総合的な取組	8.5億円 (±0億円)
■ 認知行動療法の普及の推進	1億円 (±0億円)
■ 障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費 【復興(復興庁)】	9.6億円 (+9.6億円)
■ 被災地心のケア支援体制の整備【復興(復興庁)】	18億円 (+18億円)



厚生労働省 障害保健福祉部

障害児・障害者の日常生活及び社会生活の自立と地域生活における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実及び就労支援、地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を図る。

特に、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆3,711億円（1兆2,751億円）

○ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保（一部新規） 8,229億円

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを総合的に確保する。

また、新たに障害者の範囲に難病患者などを加える。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施（一部新規） 460億円

平成 25 年 4 月から施行される障害者総合支援法で必須事業化された手話通訳者等の意思疎通支援を行う人材の育成や、成年後見制度の活用を進める観点から意思決定支援を行い後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用などを実施する。

また、意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、市町村などでの事業の着実な実施や定着を図る。

さらに、児童発達支援センターなどについて、発達障害を含む多障害対応や早期専門対応などの機能強化などを図る。あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）により取り組んできた事業のうち、地域生活を支える 24 時間の連絡体制の整備などについては、地域生活支援事業で引き続き支援を行う。

(3) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備（一部新規） 52億円

障害児・障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

また、障害児・障害者の地域移行を進めるため、生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）で対象となっていた施設の改修（賃貸物件を含む）や、施設整備と一体的に行う就労訓練等のための大規模な設備等の整備を新たに補助対象に追加する。

(参考)

【平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費】 ○障害者支援施設等の緊急整備	23億円
【平成24年度経済対策第2弾における予備費】 ○障害者が地域で安心して暮らすための基盤整備の推進	65億円
【平成24年度第一次補正予算(案)】 ○災害時における在宅障害児・障害者の避難スペースの整備	16億円

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 **2,187億円**

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 **1,482億円**

特別児童扶養手当(1,100億円)、特別障害者手当等(382億円)。

(6) 障害児・障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 **4.1億円**

① 障害者虐待防止対策支援事業の推進 **4.1億円**

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者の虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 **4百万円**

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

(7) 障害支援区分の施行に向けた所要の準備 **3.0億円**

障害者総合支援法に規定された「障害支援区分」の平成26年4月からの施行に向け、新たな調査項目による認定調査や調査結果に基づく障害支援区分の判定(一次、二次)に関するモデル事業や、市町村が使用する判定ソフトの開発など、所要の準備を行う。

(8) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業 **22億円**

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いなどのことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模等を踏まえた財政支援を行う。

○ 地域における障害児支援の推進

(1) 障害児の発達を支援するための給付費などの確保 **671億円**

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。

(2) 重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施 **24百万円**

重症心身障害児者やその家族への総合的な地域支援体制を整備するため、コーディネーターを配置し、障害の状況や個々のニーズなどを踏まえた効果的なサービス利用や関係機関などとの連携のあり方等の総合的なモデル事業を実施する。(5か所)

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 障害児・障害者の社会参加の促進 **26億円**

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、文化芸術活動の振興などを支援し、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

① 手話通訳技術向上等研修事業の推進（一部新規） **42百万円**

手話通訳士や手話通訳者の技術力向上を図るための現任研修を行う。

また、指導者の養成研修を行うとともに、新たに指導者リーダー養成研修を実施し、講師の技術力を向上させ、手話通訳者の質の確保を図る。(全国8箇所)

② 手話研究・普及等事業の充実 **11百万円**

聴覚障害者の日常生活の利便を図るため、手話の研究や新たな手話言語の造語を行うとともに、聴覚障害者及び関係者等へ研究成果等の普及啓発を行う。

③ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 **14百万円**

平成22年度及び平成23年度のモデル事業において作成した生活訓練等マニュアルに基づき、地域の施設で訓練等を実施してマニュアルの検証を行い、盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について引き続き検討を行う。

(2) 障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組 8. 5億円

ソチ2014パラリンピック冬季競技大会や夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013等の世界大会への日本選手団の派遣や強化合宿の実施などを推進するとともに、障害者スポーツ指導員の有効活用を図り、地域での障害児・障害者スポーツの参加機会を確保することなどにより、障害児・障害者スポーツの一層の振興を図る。

① 選手強化の推進 5. 7億円

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック及びデフリンピック（※））においてメダル獲得が有望である選手・団体を指定し、トップレベルの競技者に対し特別強化プランを実施するとともに、活動費を助成する。

※デフリンピック：聴覚障害者のオリンピック（Deaflympics）。

② 世界大会への日本選手団の派遣 1. 3億円

4年に1回開催される障害者スポーツの世界大会（ソチ2014パラリンピック冬季競技大会及び夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013）等に日本選手団の派遣を行うとともに、国内強化合宿を実施する。

③ 地域における障害児・障害者スポーツの振興 18百万円

障害者スポーツ指導員が中心となり、身近な地域において、障害者向けのスポーツ教室等の開催や障害特性を踏まえたスポーツ指導等を行う。また、地域において、自主的・自発的・継続的に障害児・障害者スポーツに取り組む組織体制の構築や関係機関とのネットワークの確立を行う。（障害者スポーツ地域振興事業の実施箇所数：2箇所→8箇所）

④ 障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業 17百万円

障害者の健康増進のためのモデル事業等を国立障害者リハビリテーションセンターで実施するとともに、障害者が安全にスポーツを行いつつ競技力の向上が図られるよう、障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を図る。

○ 障害福祉サービス等における震災からの復旧・復興

(1) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援【復興】 9. 6億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に要する経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援【復興】 **11億円**

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 警戒区域などにおける障害福祉制度の特別措置【復興】 **16百万円**

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

262億円（273億円）

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）体制の整備

6.8億円

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

20億円

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組みとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化などにより、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 **1.3億円**

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援などを行い、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

※ 精神疾患を抱えながら支援につながっていない人への対応を含めた精神障害者の地域生活を支援するためのモデルフレームについて、障害者総合福祉推進事業を活用し、実践例の研究を行いながら検討を進める。

(4) 認知行動療法の普及の推進

1 億円

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法(※)の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：鬱病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備

79百万円

近年必要性が高まっているPTSD(心的外傷後ストレス障害)対策を中心とした事故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」において、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】

18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県(岩手、宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

○ 心神喪失者等医療観察法関係

(7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

213億円

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備により、社会復帰の促進を図る。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流により、医療の質の向上を図る。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2. 3億円（3. 6億円）
（※地域生活支援事業計上分を除く。）

(1) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

2. 1億円

①支援手法の開発、人材の育成

1. 6億円

発達障害児・発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターで、発達障害者の就労支援に関する支援手法のさらなる開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

②発達障害に関する理解の促進

57百万円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置された「発達障害情報・支援センター」において、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(2) 発達障害児・発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を行うため、都道府県等に設置された「発達障害者支援体制整備検討委員会」等の取り組みについて支援する。

また、都道府県などで、ペアレントメンター（※1）の養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツール（※2）の導入を促進する研修会の実施などを行う。

（地域生活支援事業（460億円）の内数）

※1 ペアレントメンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援

市町村において、発達障害などに関して知識を有する専門員が保育所などを巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う。
(地域生活支援事業(460億円)の内数)

4 障害者への就労支援の推進

13億円(13億円)

(1) 工賃向上のための取り組みの推進(一部新規)

4.3億円

障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上のため、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とした「工賃向上計画(24年度~26年度)」による支援を行う。

特に、障害者優先調達推進法(平成25年4月1日施行)の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化を図る。

【国1/2、都道府県1/2】

- ・ 経営力育成・強化(工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上)
- ・ 技術向上(専門家による技術指導や経営指導のアドバイス等)

【定額(10/10相当)】

- ・ 共同化推進(一部新規)

共同受注窓口を継続できる体制の確立を図るための経費。

障害者優先調達推進法の施行を念頭に、共同受注窓口が未整備の都道府県の体制整備を図るための立ち上げ等の経費。(新規)

- ・ 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

8.1億円

就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。(327箇所→332箇所)

5 自殺・うつ病対策の推進

30億円(14億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問による支援)体制の整備(再掲)

6.8億円

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提

供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 認知行動療法の普及の推進（再掲） **1 億円**

うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進 **2. 8億円**

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

① 自殺対策に取り組む民間団体への支援 **1 億円**

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

② 薬物などの依存症対策の推進 **39百万円**

地域での薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、実施自治体で毎年度当初に「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施する。また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、家族支援員による相談支援のほか、関係者や依存症家族に対しての研修を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の整備と人材育成 **40百万円**

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備（再掲） **79百万円**

近年必要性が高まっている PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策を中心とした事

故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」において、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】(再掲) 18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県(岩手、宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

6 復興特別会計の主な施策	71億円
----------------------	-------------

(1) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援【復興】(再掲)

9.6億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に要する経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援【復興】(再掲)

11億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 警戒区域などにおける障害福祉制度の特別措置【復興】(再掲) 16百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】(再掲)

18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県(岩手、

宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

2 平成 25 年度税制改正について

- 平成 25 年度の税制改正においては、障害保健福祉関連では、
 - ・ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長
 - ・ 障害者扶養信託制度に係る非課税措置の見直し
 - ・ 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置の 3 つの事項に関する改正がなされる予定である。

- 特に、「障害者の「働く場」に対する発注促進税制」については、就労支援事業所の受注の増加により障害者の工賃向上等につながるものであることから、その一層の活用について、周知をお願いしたい。

- また、「障害者扶養信託制度」についても、信託を活用した金銭管理を通じて、地域移行する障害者の自立の支援につながるものであることから、その活用について、周知をお願いしたい。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長（所得税、法人税）

大綱の概要

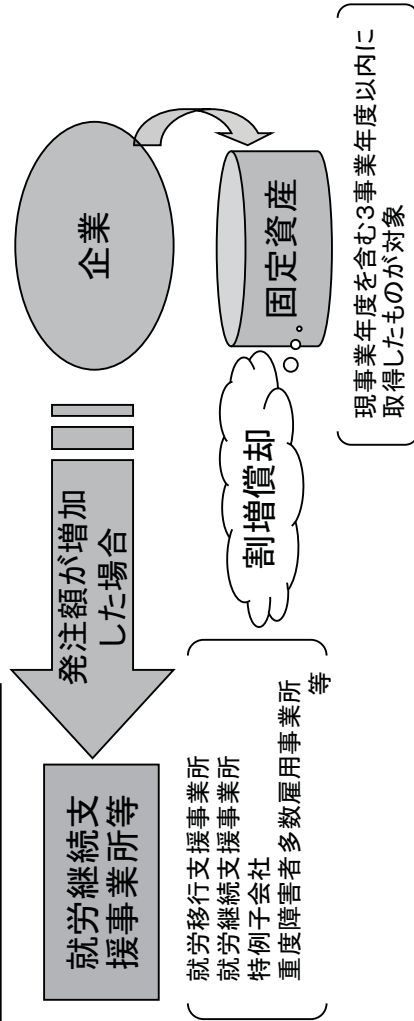
支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する。

制度の仕組み

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する**固定資産の割増償却**を認める。
 - ・ 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主**が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は**前年度からの発注増加額**(※)
- (※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置から**2年延長**
 - ・ 企業(法人)：平成20年4月1日～25年3月31日
 - ・ 個人事業主：平成21年1月1日～25年12月31日

延長
27年3月31日
27年12月31日

イメージ図



○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護又は就労移行支援を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

普通償却限度額

$$\text{償却限度額} = \text{前年度からの発注増加額} \times 30\%$$

〔※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。〕

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
 - ・ 発注増加額が20万円の場合
普通償却限度額(①) = 1,000万円 × 10% = 100万円
発注増加額(②) = 20万円
〔合計〕償却限度額(①+②) = 120万円
- 〔例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。〕

特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し（贈与税）

大綱の概要

特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

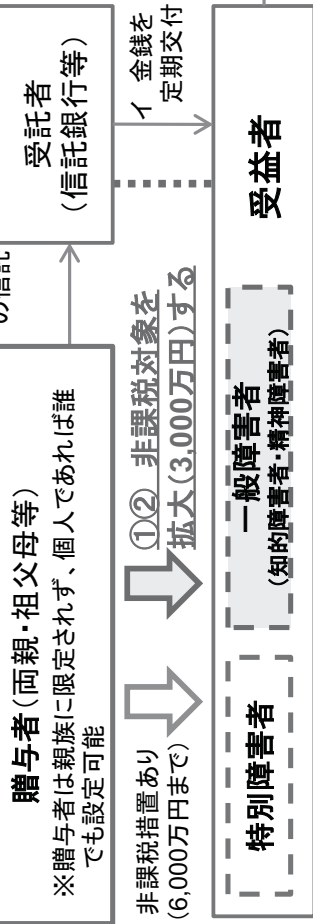
- ① 適用対象者に、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により中軽度の知的障害者とされた者及び精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級又は3級又は3級である者として記載されている精神障害者を加える。
 - ② 上記①の者に係る非課税限度額を3,000万円とする。
 - ③ 特別障害者扶養信託契約の終了時期を、特別障害者又は上記①の者の死亡の日（現行 特別障害者の死亡後6月を経過する日）とする。
- （注）上記の改正は、平成25年4月1日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税について適用する。

※ 特別障害者扶養信託制度：個人が、特別障害者（現行では重度の障害者のみ）を受益者として、金銭等を信託銀行等に預託した場合に、6,000万円を限度に贈与税を非課税にできる制度

【主な障害者関係の特例措置】

	特別障害者	一般障害者
所得税の障害者控除	所得控除 (40万円)	所得控除 (27万円)
少額貯蓄の利子非課税	非課税(350万円まで)	
相続税の障害者控除	税額控除(85歳に達するまでの年数×12万円)	税額控除(85歳に達するまでの年数×6万円)
贈与税(特別障害者扶養信託制度)の非課税	非課税(6,000万円まで)	なし(通常同様に課税) ↓ 非課税(3,000万円まで)(知的障害者・精神障害者)

制度改正の概要



【現行制度】施設等に寄附するかどうかを障害者の相続人が決定することとなっており、寄附が円滑になされない可能性がある。

③により、障害者の相続人を介さず、受益者からの残余財産の直接寄附が可能となる

現状（要望の背景）

平成18年の障害者自立支援法施行により障害者の地域移行が急速に拡大した一方、障害者の高齢化・独居化の進行や生活保護受給者の増加もみられる。地域移行した障害者が「親亡き後」にも自立して生活していくことができるよう、現在の特別障害者扶養信託制度を一般障害者にも拡大し、金銭管理や経済的な支援を行う必要がある。

具体的相談があった場合

特別障害者扶養信託制度については、各信託銀行等が「特定贈与信託」の名称で、商品の取扱いを行っている。
具体的相談があった場合には、最寄りの信託銀行等の窓口にて照会することで、商品内容や契約内容に関して説明を受けることが可能。

制度の仕組みや概要について確認する場合

特別障害者扶養信託制度の仕組みや概要に関しては、（一社）信託協会が設置している、「信託相談所」にて照会することで、説明を受けることが可能。

<信託相談所>

〒100-0004 千代田区大手町2-6-2日本ビル6階

一般電話から：0120-817335（フリーダイヤル）

携帯電話から：03-3241-7335

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・銀行の休業日を除く）午前9時～午後5時15分

WEBサイト：<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>

障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)

大綱の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行に伴う規定の整備を行う。

要望の概要

障害者総合支援法における主要な改正内容

【平成25年4月施行】

① 障害者の範囲への
難病等の追加

【平成26年4月施行】

② 重度訪問介護の対象
拡大

③ 共同生活介護の共同
生活援助への一元化
等

障害者総合支援法の施行に関わる主要な税制改正事項

○ 消費税の非課税措置【①②③】

- ・ 非課税対象医療 … 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療
 - ・ 非課税対象サービス … 障害者支援施設、障害福祉サービス事業(※)、一般・特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児入所施設、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を営営する事業に基づくサービス
- ※ 生産活動としての作業に基づき行われるものは課税

○ 社会保険診療報酬の所得計算の特例(所得税、法人税)【①】

医療又は歯科医療を営む個人・医療法人が、その年間の社会保険診療報酬が5千万円以下である場合に、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療(自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療を含む。)に係る経費として必要経費に算入できる。

※ 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置についても同様

○ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税)【①③】

「特掲事業」については、簡易な手続により、土地譲渡者が5千万円までの特別控除の適用を受けられる。

(障害福祉関係の特掲事業対象施設)

障害者支援施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設(療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助)、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児入所施設、児童発達支援センター

○ 不動産取得税、固定資産税、事業所税の非課税措置【①②③】

- ・ 不動産取得税・固定資産税の非課税対象 … 障害者支援施設
- ・ 事業所税の非課税対象 … 障害者支援施設
障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを
経営する事業、福祉ホームを経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業
の用に供する施設

3 障害者総合支援法の施行について

- 平成 25 年度の施行においては、
 - ・ 「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」になること
 - ・ 障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に、難病患者等が加わること
 - ・ 地域生活支援事業において、市町村と都道府県との役割分担を明確にするなど、意思疎通支援が強化されること等の改正が予定されている。

- 特に、平成 25 年度分の施行については、法律等の名称が改正されることに伴う条例、各種手続様式等の改正や、難病患者等への対応等に関し、円滑な施行がなされるよう、配慮をお願いしたい。

- また、平成 26 年度の施行においては、
 - ・ 障害程度区分から障害支援区分に見直すこと
 - ・ 重度訪問支援の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化等、障害福祉サービスを充実させること等の改正が予定されており、具体的な改正内容については、今後、適切に情報提供を行っていききたい。

- さらに、障害者総合支援法の附則では、法の施行後 3 年を目途に、
 - ・ 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ・ 障害支援区分の認定を含む支給決定の在り方
 - ・ 意思決定支援や成年後見制度の利用促進の在り方
 - ・ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ・ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加えることとなっている。これらの事項については、今後検討を進めていくこととなる。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨

(平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者総合支援法の施行に関わる主な検討課題

1. 平成25年4月施行分

障害者の範囲への難病等の追加

難病等の範囲は、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論を踏まえ、当面、市町村の補助事業（難病患者等居宅生活支援事業）の対象疾患と同一範囲として施行（本年1月18日に対象疾患を定める政令を公布済み）。

2. 平成26年4月施行分

障害支援区分

平成24年度 約200市区町村の協力の下、障害程度区分の認定に関する詳しいデータを収集し、知的障害・精神障害の二次判定での引上げ要因の詳細な分析等を実施。

平成25年度 新たな調査項目による認定調査やこれに基づく障害支援区分の判定について、約100程度の市区町村でモデル事業を実施して、新たな判定式を確定。
また、市区町村が使用する障害支援区分判定ソフトの開発や認定調査員マニュアルの改正も行う。

重度訪問介護の対象拡大

現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者に対象を拡大予定。今後、事業者の指定基準や報酬の在り方を検討。

ケアホームのグループホームへの一元化

今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等とともに、外部サービス利用規制の見直しやサテライト型住居の創設についても検討。併せて、附帯決議で指摘された小規模入所施設等を含む地域における障害者の居住の支援等の在り方についても検討。

3. 法施行後3年（平成28年4月） を目的とした見直し

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

4 障害者の範囲への難病等の追加等について

(1) 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について

平成25年4月1日に施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とすることとしている。

新たに対象となる者は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障害児にあっては、児童福祉法に基づく障害児支援）を利用できることになる。

障害者総合支援法における難病等の範囲については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等を参考にして検討することとされていた。

しかし、同委員会での新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められている一方、難病患者等が4月以降も必要なサービスを円滑に利用することができるようにするためには、早急に政令の公布手続きを進める必要があった。

このため、4月からの障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲とし、その範囲を規定した障害者総合支援法の政令については、1月18日に公布したところである。（参考資料1）

なお、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る今後の検討を踏まえ、見直しを行うものである。

また、政令に定める疾病名の表記は、法制上の観点等から、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病の表記の仕方と異なっており、障害福祉サービス等の対象となる疾病は結果として、130疾病であることをご留意願いたい。

障害者総合支援法の対象となる難病等の程度（厚生労働大臣が定める程度）については、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」としたところである。

なお、政令に規定された難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市区町村において、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認することになるが、4月からの当面の措置としては政令に規定された難病等に該当することが確認された場合には、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」であるかどうかを個別に判断することは想定していないのでご了承ください。

(2) 適切な実施体制の確保等について

難病患者等居宅生活支援事業の実施自治体において、衛生部局から福祉部局に窓口が変更になる場合は、利用者に障害福祉サービスが適切に提供されるよう事務の引継ぎ等を円滑に実施するとともに、引き続き衛生部局と福祉部局の連携を図りたい。

一方、難病患者等居宅生活支援事業の未実施自治体においても、先行して実施している他の自治体を参考にしつつ、適切な体制の確保に努められたい。

また、施行に向けて必要となる準備については、3月中に遺漏がないように対応をお願いしたい。(参考資料2)

(3) 制度の周知について

対象となる難病患者等の方に必要なサービスを速やかに受けていただく観点から、制度の周知が重要である。各自治体の広報用としてリーフレットを作成したので御活用いただくなど、周知をお願いしたい。(参考資料3)

なお、当省としても、日本医師会に障害者総合支援法の政令で定める疾病についての周知を依頼している。

【その他】

(4) 身体障害者手帳制度について

肝臓機能障害に対する身体障害者手帳の交付については、平成22年4月から開始されており、2年余り経ったところである。

本年2月1日開催の第9回肝炎対策推進協議会において厚生労働科学研究事業「難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業」で実施したアンケート結果の報告があり、肝臓機能障害による身体障害者手帳に関する結果についても報告されたところである。(参考資料4)

アンケート結果では、身体障害者手帳の対象となり得る方には適切に制度の説明がなされている状況が推測される場所であるが、引き続き各自治体においては、肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付について、対象となり得る方が適切に申請できるよう、本制度の周知に努めつつ、適切な認定事務を行っていただくようお願いする。

現在の状況

- 平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象（※1）に、難病等（※2）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等（※3）の対象となる。
- 他方、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会においては、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められており、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難。

※1 児童福祉法に定める障害児についても同様。

※2 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病によって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。

※3 障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

当面の措置

- 障害者総合支援法の施行に際し、難病患者等が障害程度区分の認定や支給認定等の手続を経て、平成25年4月から円滑に必要なサービスを受けられるようにするため、自治体での準備期間を考慮して同年1月18日に対象疾患を定める政令を公布。
- 今回定める障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲（※4）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。
- なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とする（※5）。
- ※4 同事業では、難病患者等のADLの向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチがその対象範囲となっている。
- ※5 難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市町村において、医師の診断書等で確認することとなる。また、障害程度区分の認定については、全国の市町村で難病等の特性に配慮した円滑な認定が行われる必要があり、1月23日付けで各都道府県に「難病等の基本的な情報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整理した関係者向けのマニュアルを送付。

障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	lgA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿疱性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	背髄空洞症	100	囊胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	背髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	背髄性筋萎縮症	102	パージャール病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウエグナー肉芽腫症	39	後縦韌帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	HTLV-1関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	ハッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色韌帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシュヤー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	115	プリオン病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	パーチエット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間へモグロビン尿症
21	ギラン・バレー症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性性肺炎	89	天疱瘡	121	慢性膀胱炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	もやもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞踏病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティューヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

障害者の範囲の見直しに係る自治体における施行までのスケジュール

	自治体	(参考)厚生労働省
平成24年 10月		障害保健福祉関係主 管課長会議 (10/22) 衛生部長会 (10/23)
11月	課長会議の内容を関係者へ周知 衛生部局と福祉部局の連絡調整開始	
12月	難病患者等ホームヘルプサービス事業・難病 患者等短期入所事業の実施事業者の障害 福祉サービス事業者としての指定作業	
平成25年 1月	日常生活用具の 要綱等の改正	政令閣議決定(1/15) →公布(1/18) 難病等に係る障害程度 区分認定マニュアル配布 (1/23) マニユアルの内容を 認定調査員等に周知
2月		自治体担当者会議 (2/12) 衛生部長会(2/18) 部局長会議(2/20) 障害保健福祉関係主 管課長会議(2/25)
3月	指定漏れ等 がないか 最終確認	システム担当者会議 (3/4) 難病の者等の障害程 度区分認定作業
4月	施行	

平成25年4月から 難病等の方々が障害福祉サービス等の 対象となります

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能となります。

※ 障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

対象者 対象疾患（裏面参照）による障害がある方々。

手続き 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、お住まいの市区町村の担当窓口へ支給を申請してください。
その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

詳しい手続き方法などについては、お住まいの市区町村の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〇〇市〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

対象疾患一覧

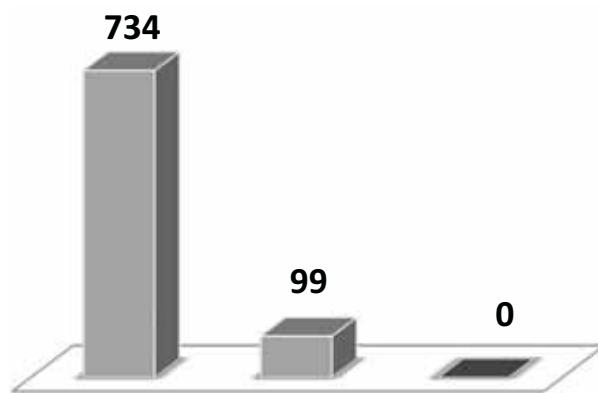
(裏面)

1	IgA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿瘍性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	100	嚢胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	102	バージャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウェグナー肉芽腫症	39	後縦靭帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	HTLV-1関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	バッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色靭帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシャー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	115	プリオン病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	バーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	121	慢性膵炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クローウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	もやもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞蹈病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

～肝臓病患者さんの病態と生活に関するアンケート調査～集計結果(抜粋) (参考資料4)

D-7 腹水・黄疸などの身体症状を伴う肝硬変の患者さんや、肝移植を受けられた患者さんでは、平成22年4月から身体障害者手帳の交付を受けられるようになっていますが、このことをご存知ですか

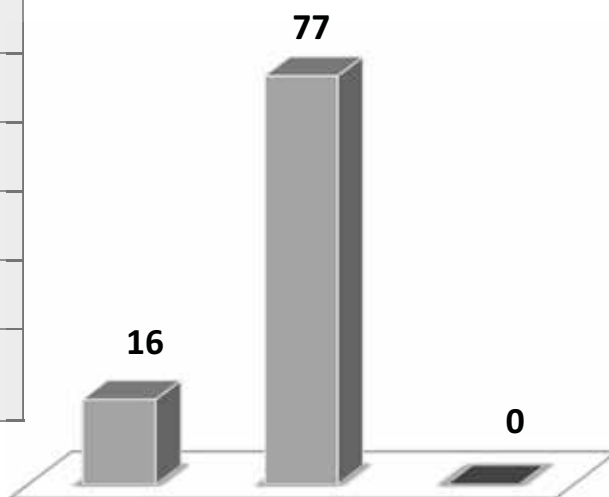
選択項目	回答数	頻度	頻度 (有効回答のみ)
1. 知らなかった	734	70.4	88.1
2. 知っている	99	9.5	11.9
不明	0	0.0	
無回答	210	20.1	
合計	1043	100.0	100.0



1. 知らなかった
2. 知っている
不明

D-8 肝臓病患者さんの身体障害者手帳の交付について知っている方(99人)にお尋ねします。現在、肝機能障害による身体障害者手帳をおもちですか

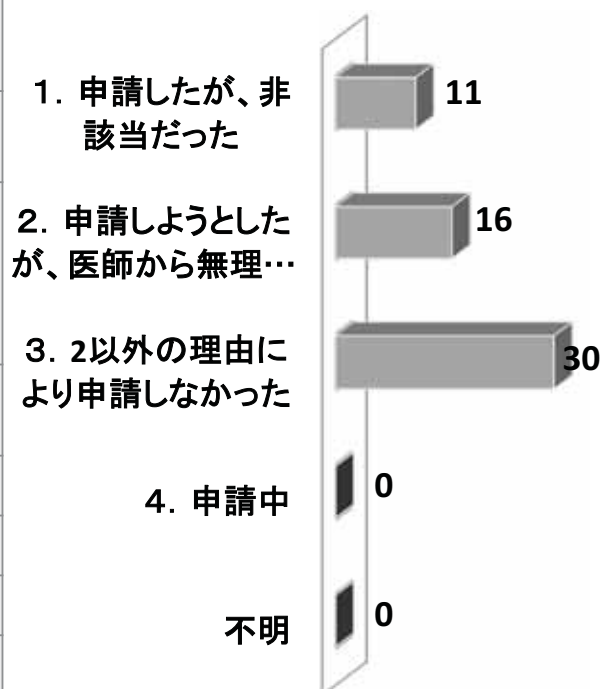
選択項目	回答数	頻度	頻度 (有効回答のみ)
1. 持っている	16	16.2	17.2
2. 持っていない	77	77.8	82.8
不明	0	0.0	
無回答	6	6.1	
合計	99	100.0	100.0



1. 持っている
2. 持っていない
不明

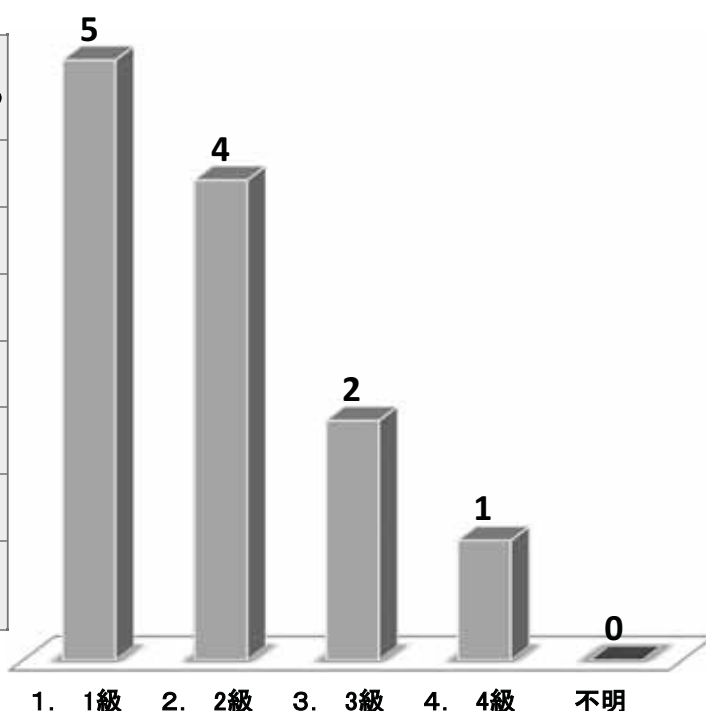
D-9 現在、肝機能障害による身体障害者手帳を持っていない方(77人)にお尋ねします。その理由をお教え下さい

選択項目	回答数	頻度	頻度 (有効回答のみ)
1. 申請したが、非該当だった	11	14.3	19.3
2. 申請しようとしたが、医師から無理だと説明されたため断念した	16	20.8	28.1
3. 2以外の理由により申請しなかった	30	39.0	52.6
4. 申請中	0	0.0	0.0
不明	0	0.0	
無回答	20	26.0	
合計	77	100.0	100.0



D-10 肝機能障害による身体障害者手帳をお持ちの方(16人)にお尋ねします。身体障害者手帳に記載されている等級をお答え下さい

選択項目	回答数	頻度	頻度 (有効回答のみ)
1. 1級	5	31.3	41.7
2. 2級	4	25.0	33.3
3. 3級	2	12.5	16.7
4. 4級	1	6.3	8.3
不明	0	0.0	
無回答	4	25.0	
合計	16	100.0	100.0



5 第4期障害福祉計画に向けたスケジュールについて

(1) 平成25年度の予定

平成27年度からの第4期障害福祉計画の策定に向けて、国の基本指針について、障害者総合支援法の平成26年度施行分の内容も含めた改正を行い、平成26年1月を目途にお示しすることを予定している。

また、国において、市町村における「障害者等の心身の状況等の調査」の方法や、市町村及び都道府県における「障害福祉計画の定期的な評価、分析及び評価」（いわゆるPDCAサイクル）の方法を検討し、平成25年11月頃を目途に、マニュアルとしてお示しすることも予定している。このマニュアルを参考にして、適宜、調査等を実施いただきたい。

(2) 平成26年度の予定

平成26年度は、新たな国の基本指針に即して、

- ・ 市町村においては、数値目標・サービス見込量等を設定の上、市町村障害福祉計画の策定
- ・ 都道府県においては、市町村障害福祉計画策定の支援及び都道府県障害福祉計画の策定

を行っていただき、平成27年度から第4期障害福祉計画を開始できるよう、適切な対応をお願いしたい。

6 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当額については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」（平成17年法律第9号）に基づき、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定してきたところである。

平成25年4月分から9月分の手当額については、平成24年の全国消費者物価指数が前年比0.0%となったことから、平成24年度と同じ額である。

なお、平成12年度以降、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じている特例水準（1.7%）については、年金と同様に、平成25年度から27年度までの3年間で解消することが盛り込まれた「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）が、平成24年11月に成立したことから、平成25年10月分以降の手当額については、0.7%引き下がることになる。

（解消のスケジュールは、平成25年10月から△0.7%、26年度△0.7%、27年度△0.3%）

	平成24年度		平成25年4月～		平成25年10月～
特別児童扶養手当（1級）	50,400円	→	50,400円	→	50,050円
〃（2級）	33,570円	→	33,570円	→	33,330円
障害児福祉手当	14,280円	→	14,280円	→	14,180円
特別障害者手当	26,260円	→	26,260円	→	26,080円
経過的福祉手当	14,280円	→	14,280円	→	14,180円

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

本人

特別児童扶養手当（4人世帯・年収）	770.7万円	→	据え置き
その他（本人・年収）	518.0万円	→	据え置き
扶養義務者等（6人世帯・年収）	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号）に基づき交付されているところであるが、平成24年度事業実績報告及び平成25年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価については、以下のとおり改定する予定である。（3月上旬を目途に一部改正政令を公布予定）

	平成23年度	平成24年度
・ 政令第1条第1号に規定する額（都道府県分）	2,350円	→ 2,352円
・ 政令第2条に規定する額（市町村分）	1,450円	→ 1,452円

(4) 特別児童扶養手当の認定基準の一部改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成24年5月29日年管発第0529第1号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知）が公布され、肢体の障害について近年の医学的知見を反映し、認定基準及び診断書の見直しが行われたところである。

特別児童扶養手当についても、近年の医学的知見を踏まえ、両上肢及び両下肢の機能障害について取扱いを明確化するなど、認定基準及び診断書の見直しを行い、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」（平成24年8月9日障発0809第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（平成24年9月1日から適用）を発出しているため、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

(5) 特別児童扶養手当の代謝疾患（糖尿病）の障害認定について

「代謝疾患」においては、認定の標準化を図る観点から認定基準及び診断書の見直しを行い、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」（平成22年11月22日障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（平成22年12月1日から適用）を発出したところである。

当該一部改正により、糖尿病については「インスリン療法の自己管理が出来ない場合は認定の対象とする。」としており、診断書のインスリン療法の自己管理状況において「一部介助」と診断された場合であっても、現在までの治療の内容や介助の必要な理由等により、自己管理状況を確認し、自己管理ができないと判断される場合には、認定の対象とすることとしているため、糖尿病における障害認定の際にはご留意願いたい。

(6) 特別児童扶養手当の事務処理誤りについて

ある地方自治体において、都道府県への認定請求書送付漏れや所得状況届における所得判定の誤りが発生したところである。

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としており、適正な認定による手当の支給が行われない場合には、受給資格者に与える影響が大きいことから、管内市区町村に対し「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について」（平成23年4月1日障発0401第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に則った事務処理の徹底及び複数の職員による審査体制の強化を図るよう周知していただくとともに、再発防止の観点から都道府県が行う指導監査等の際にも指導の徹底をお願いしたい。

7 特別障害給付金について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されているので、制度の一層の周知を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることはできなくなるのでご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。）

なお、平成25年度の額は、平成24年の全国消費者物価指数が前年比0.0%となったことから、平成24年度と同じ額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(平成24年度)		(平成25年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	49,500円	→	49,500円
			(2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	39,600円	→	39,600円

8 障害者総合福祉推進事業について

(1) 事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

(2) 応募可能な事業の実施主体

- ・都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合）
- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人

(3) 補助率

- ・定額（対象経費の10/10相当）

(4) 採択方法等

応募のあった事業のうち事務局で事前審査を行い、問題がないものは、①事業実施計画書、②所要額内訳書、③事業の実施体制、④事業実施スケジュール表のそれぞれについて評価検討会で総合的な評価を行い、その結果に基づき予算の範囲内で採否を決定する。

(5) 成果物の公表

成果物は、厚生労働省のHPや事業実施法人のHP等で公開し情報提供を行っている。

（参考）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyoku/17.html>

※平成24年度までの事業実施法人と事業名は別紙参考資料のとおり。

(6) 成果物の活用

障害者総合福祉推進事業の成果物を活用することは、自治体や関係機関においても有用なため、関係機関への周知及び活用をお願いする。

平成24年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧表

No.	事業名	法人・団体名
1	補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業について	公益財団法人 テクノエイド協会
2	盲ろう者に関する実態調査について	社会福祉法人 全国盲ろう者協会
3	地域における短期入所(ショートステイ)の利用体制の構築に関する調査について	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
4	障害者支援施設利用者の生活習慣病等の疾病改善のための療養食の提供状況と栄養管理の在り方に関する調査について	公益社団法人 日本栄養士会
5	障害者に対する効果的なフィットネスプログラムの標準化に関する調査について	公益社団法人 日本フィットネス協会
6	強度行動障害の評価基準等に関する調査について	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
7	就労移行支援事業所における発達障害者の効果的な支援プログラム構築のための調査について	社会福祉法人 横浜やまびこの里
8	一般就労後の職場定着フォローアップに関する調査について	社会福祉法人 電機神奈川福祉センター
9	工賃向上計画を円滑に実施するための取組に関する調査について	社会福祉法人 オリーブの樹
10	障害者就労支援事業所が官公需を受注するための共同受注の仕組みづくりに関する調査事業について	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
11	グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査について	一般社団法人 日本グループホーム学会調査研究会
12	知的障害者を含む世帯における地域生活のハイリスク要因に関する調査について	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
13	サービス等利用計画の評価指標に関する調査について	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
14	障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査について	株式会社 ピュアスピリッツ
15	障害児通所支援に関する実態調査について	一般社団法人 全国児童発達支援協議会
16	発達障害児・者のニーズやライフステージに応じたトランジション・リエゾン支援のための医療・福祉分野等の人材育成に関する調査について	特定非営利活動法人 AOZORA福井
17	発達障害児者のアセスメントツールの効果的使用とその研修について	特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会
18	発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材育成等の業務の関する調査について	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
19	精神医療相談窓口および精神科救急情報センターの実施体制に関する調査について	埼玉県立精神保健福祉センター
20	精神科リエゾンチームの活動ガイドラインの作成について	医療法人 鉄蕉会
21	高齢精神障害者の退院支援の推進に関する調査について	公益社団法人 日本精神科病院協会
22	地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究について	財団法人 日本知的障害者福祉協会
23	盲ろう者通訳・介助員の養成カリキュラムの内容に関する調査について	社会福祉法人 全国盲ろう者協会
24	意思疎通支援を行う者の派遣に係る標準モデル構築に関する調査について	財団法人 全日本ろうあ連盟
25	重度障害者等包括支援に関する実態把握と課題整理に関する調査について	特定非営利活動法人 リターンホーム
26	障害児のスポーツ活動の日常化と支援方法に係る調査研究事業について	特定非営利活動法人 Challenged Japan
27	精神障害者のアドボケイトを担う人材及び精神障害者における成年後見制度のあり方について	特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会

平成23年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧表

No.	事業名	法人・団体名
1	障害者の社会参加活動の支援に関する調査について	社会福祉法人 若狭つくし会
2	障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査について	社団法人 日本フィットネス協会
3	グループホーム・ケアホーム入居者の食生活・栄養支援の在り方に関する調査	社団法人 日本栄養士会
4	就労移行支援事業の充実強化に向けた先駆的事例研究	公益社団法人 日本フランソロピー協会
5	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための状態別・疾患別に配慮したテキスト・DVDの検討・作成について	東京都立神経病院
6	既存の戸建て住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討について	一般社団法人 日本グループホーム学会調査研究会
7	相談支援事業の業務評価指標策定とソフトウェア開発事業	特定非営利活動法人 埼玉県障害者相談支援専門員協会
8	サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
9	障害者の成年後見利用の現状と課題	特定非営利活動法人 PACガーディアンズ
10	老年期発達障害者(60代以上)への障害福祉サービス提供の現状とニーズ把握に関する調査について	社会福祉法人 萌葱の郷
11	発達障害のある人の障害者自立支援法のサービス利用実態に関する調査	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター
12	障害児入所施設における小規模化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査について	財団法人 日本知的障害者福祉協会
13	重症心身障害児者の地域生活の実態に関する調査について	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会
14	「サポートブック」の活用実態に関する調査 WEコラボ研究2011	東京学芸大学
15	地域移行・地域定着支援の充実強化に向けた事例収集とガイドラインの作成	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会
16	精神障害者を対象とした相談支援事業所等におけるアウトリーチ支援に関する実態調査と分析	社団法人 日本精神科看護技術協会
17	精神症状等を有する認知症患者に係る通院支援バス等の地域連携の推進に関する調査事業	社団法人 日本精神保健福祉士協会
18	地域精神保健福祉活動における保健所機能強化ガイドラインの作成	社団法人 日本精神保健福祉連盟
19	障害児・者に対する介護職員等によるたんの吸引等の地域での展開等に関する調査事業	特定非営利活動法人 ALS・MNDサポートセンターさくら会
20	視覚障害者の防災・避難マニュアル作成事業	社会福祉法人 日本盲人会連合
21	東日本大震災における被災地へ向けた派遣相談員の活動と災害時における支援活動の在り方	特定非営利活動法人 埼玉県障害者相談支援専門員協会
22	災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査について	社団法人 日本自閉症協会
23	精神科病院における認知症入院患者の退院支援及び地域連携に関し、被災地支援につながるモデル連携のバス作成に関する調査について	社団法人 日本精神科病院協会

平成22年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧表

No.	事業名	法人・団体名
1	筋ジストロフィー患者のための日常実態及び福祉サービスの調査	社団法人 日本筋ジストロフィー協会
2	希少神経難病患者の生活実態調査	特定非営利活動法人 無痛無汗症の会「トゥモロウ」
3	難病患者等の日常生活状況と福祉ニーズに関する調査	財団法人 北海道難病連
4	地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)の実施における地域間の差異に関する調査	財団法人 全日本ろうあ連盟
5	地域生活支援事業における地域間の差異に関する調査	特定非営利活動法人 神奈川県視覚障害者福祉協会
6	バリアフリーによる映画鑑賞の技術開発および普及事業	特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク
7	知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具の制度の在り方に関する調査	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター
8	障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査研究事業	社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会
9	オストメイトに対する日常生活用具給付事業に関する調査	特例民法法人 日本オストミー協会
10	支給決定プロセス等に係る海外の実態に関する調査	財団法人 日本知的障害者福祉協会
11	障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
12	障害者相談支援専門員現任研修の効果的な実施方法と研修マニュアル作成に関する調査研究	特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
13	自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成	特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワーク
14	障害者虐待防止に向けた調査と指針の作成および虐待防止啓発研修プログラムの開発	特定非営利活動法人 PandA-J
15	障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査	社団法人 日本精神保健福祉連盟
16	その他障害者のピアサポート活動実態調査事業	特定非営利活動法人 おーさあ
17	ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成	特定非営利活動法人 びあ・さぼ千葉
18	依存症を対象とするピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成	特定非営利活動法人 日本ダルク・サンライズレジデンス
19	サービス管理責任者の人材育成のあり方に関する調査研究	大阪府
20	知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査と支援モデル事例集作成	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
21	障害者地域移行支援人材育成研究 (地域移行支援(知的・精神分野)プログラムの標準化と人材育成に関する調査)	一般社団法人 支援の三角点設置研究会
22	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査・研究	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
23	障害者就労支援事業の実態調査および課題分析	公益社団法人 日本フィランソロピー協会

No.	事業名	法人・団体名
24	就労支援・雇用(生活介護、就労移行、就労継続)のあり方の議論に資するための就労支援等の実態及び課題の整理	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会
25	新しい障害者の就業のあり方としてのソーシャルファームについての研究調査	特定非営利活動法人 NPO人材開発機構
26	安心して働くための支援のあり方調査事業 ～当事者の視点から～	特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワーク
27	障害者向けオーダーメイド運動プログラム開発のための、障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査	社団法人 日本フィットネス協会
28	医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方針に係る調査研究事業	大阪府
29	医療ニーズの高い障害者等への支援策に関する調査	社団法人 全国訪問看護事業協会
30	医療ニーズの高い障害者への支援策に関する調査	特定非営利活動法人 地域生活をかんがえよーかい
31	障害者支援施設等利用者の高齢化に伴う支援のあり方(特に生産活動を行っている事業所等)についての調査	特定非営利活動法人 障がい者就業・雇用支援センター
32	知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
33	在宅精神・知的障がい者の生活実態とニーズ充足度に関する調査事業	医療法人 直志会
34	訪問系サービス利用者のサービス利用状況等の実態把握に関する調査	株式会社 ピュアスピリッツ
35	障害児施設のあり方に関する調査	財団法人 日本知的障害者福祉協会
36	障害児施設のあり方に関する調査	社会福祉法人 山口県社会福祉事業団
37	障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査	特定非営利活動法人 障害者就労支援事業所京都フォーライフ
38	障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査	特定非営利活動法人 PWL
39	精神障がい者地域移行支援に資する普及啓発及び研修プログラムの開発(精神障がい者地域移行支援のための当事者と障がい福祉サービス事業所等への普及啓発及びアドバイザー研修プログラムの開発)	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)
40	精神障害者の地域生活移行支援を有効に実施するための当事者と障害福祉サービス事業者への普及啓発とアドバイザー研修プログラムの開発	社団法人 日本精神科看護技術協会
41	未治療・受診中断等の精神疾患患者へのアウトリーチ(訪問)支援モデルの開発と普及	財団法人 石神記念医学研究所
42	依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービスタイプの提示	特別非営利活動法人 ダルク女性ハウス
43	保健福祉領域における訪問活動を活用した精神保健ゲートキーパー機能についての三鷹市内での実態調査とマニュアル作成	社会福祉法人 巢立ち会
44	精神疾患の社会的コストの推計	学校法人 順天堂
45	精神疾患の社会的コストの推計	学校法人 慶応義塾
46	高齢入院患者の地域移行と精神医療機関の運営に関する調査	社団法人 日本精神科病院協会
47	触法障害者(知的・精神・重複及び医療観察法対象者含む)の地域生活・社会復帰支援のあり方に関する調査と支援モデルの作成	社会福祉法人 てくとこ会

企画課監査指導室

1 平成25年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査

都道府県等においては、障害者総合支援法等の関係法令・通知等を参照の上、引き続き指定障害福祉サービス事業所等に対する適切な指導監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施にあたって、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらはサービスの根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であるので、これら情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、厚生労働省においても、各都道府県に対し実地指導を実施し、併せて都道府県の市町村に対する実地指導の検証を行ったところである。

平成23年度における都道府県に対して実施した実地指導の結果、是正又は改善を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりであるので、今後、適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・市町村指導に係る指摘基準が策定されていない
- ・指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導が低調
- ・指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導に係る指摘基準が策定されていない
- ・指定自立支援医療機関に対する実地指導が未実施
- ・指定自立支援医療機関の指定辞退に当たって、1月以上の予告期間が設けられていない
- ・自立支援医療費の支給認定の自己負担上限額の決定に当たり、所得確認が不十分
- ・自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施又は不十分

(2) 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関する監督

平成24年4月1日より、新たに障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けされ、国、都道府県及び市町村に事業者の本社等への立ち入り権限が付与されたところである。

ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

新規参入事業者の届出や届出済事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、各自治体におかれては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

イ 業務管理体制に係る一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取り組むよう助言を行うものである。各自治体におかれては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

都道府県においては、指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（平成23年4月1日障発第0401第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

さらに、厚生労働省が都道府県に対して実施した近年の指導監査の結果を踏まえ、以下につき適切な対応をお願いしたい。

ア 特別児童扶養手当について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成14年3月28日障発第0328009号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定をお願いしたい。

(イ) 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

(ウ) 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持(同一)関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

イ 特別障害者手当等について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく的確な認定をお願いしたい。

(イ) 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査をお願いしたい。

(ウ) 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について周知徹底をお願いしたい。

(4) 精神科病院に対する実地指導

各都道府県及び各指定都市におかれては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等の実施により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)の適正な運用の推進にご尽力いただいているところである。

厚生労働省においても、各都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行ったところである。

平成23年度の指導監査の結果を見ると、下記のように法律上適正を欠く事例が認められるとともに、都道府県等の精神科病院に対する指導が必ずしも十分ではないと思われる状況も見受けられた。

(主な指摘事項)

- ・月別病床利用率が100%を超えている病院がある
- ・医療従事者(常勤指定医を含む。)の不足
- ・都道府県等の精神科病院に対する実地指導が不十分
- ・新規措置入院者の入院後概ね3か月経過時の実地審査が不十分
- ・措置入院患者及び医療保護入院者の定期病状報告、医療保護入退院届けの遅延

- ・レセプト等の審査点検が不十分
- ・退院等の請求の審査結果通知の遅延

これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保を図られたい。

2 平成25年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査

厚生労働省における障害者自立支援業務実地指導は、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として実施する。

また、都道府県が行う市町村に対する指導助言等の実施状況等を確認するため、市町村において支給事務等の実地検証を行うこととしている。

なお、障害者自立支援業務実地指導については、(別紙)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(実地指導の主な項目)

- 都道府県
 - ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
 - イ 市(区)町村に対する指導状況等
 - ウ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況等
 - エ 指定障害福祉サービス事業者等の指定事務等
 - オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況 等
- 市(区)町村
 - ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
 - イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況 等

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査は、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市(区)町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施する。

また、市(区)においては、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしている。

なお、特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、(別紙)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(指導監査の項目)

- 都道府県
 - ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況
 - イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市(区)町村への指導監査実施状況
 - ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況

○ 市（区）

- ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況
- イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

(3) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査

ア 指導監査の実施について

厚生労働省が都道府県・指定都市を対象に実施している精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、平成25年度においても公衆衛生関係行政事務指導監査として、（別紙）の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成25年度も当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、指導監査が円滑に実施できるように特段のご配慮をお願いしたい。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等にあつては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の30日前までには提出されるよう併せてお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成25年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

ウ 指導監査重点事項について

平成25年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

（ア）精神科病院の状況

（指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況）

（イ）精神科病院の実施指導及び実地審査状況

（実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況）

（ウ）措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

（通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費

用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況)

(エ) 精神医療審査会の状況

(審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況)

(オ) 精神医療費の公費負担事務処理状況

(連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況)

(カ) 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

(別紙)

障害者自立支援業務実地指導実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [9] 山形県 茨城県 新潟県 石川県 福井県 兵庫県 鳥取県 愛媛県 宮崎県	(注) 市(区)町村の選定については、後日通知するものとする。

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [7] 山形県 群馬県 東京都 福井県 大阪府 高知県 長崎県	(注) 市(区)の選定については、後日通知するものとする。

公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画（案）

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [19] 青森県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 神奈川県 山梨県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 山口県 高知県 福岡県 長崎県 (指定都市) [7] 千葉市 横浜市 静岡市 京都市 堺市 北九州市 熊本市	(注) 精神科病院の実地検証を併せて実施する自治体については、追って連絡することとしている。

